平成３１年度　Ⅲ期選抜入学者募集要項

福　島　県　立　福　島　東　高　等　学　校
所在地　〒960-8107　福島市浜田町12番21号
電　話　（０２４）５３１－１５５１

1　募集学科　　全日制の課程　普通科（Ⅰ期選抜とⅡ期選抜で定員を充足しない場合実施する）

2　通学区域　　「福島県立高等学校の通学区域に関する規則」による。

3　募集定員
募集定員280名から、Ⅰ期選抜とⅡ期選抜の合格者数を除いた数とする。

4　出願資格
次の⑴、⑵のいずれかに該当する者とする。ただし、Ⅰ期選抜、Ⅱ期選抜又は連携型選抜に合格した者は、Ⅲ期選抜に出願することはできない。
⑴ 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程(以下「中学校」という。)を卒業又は修了した者、あるいは平成31年３月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業者及び卒業見込の者」という。）
⑵　中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者
①　外国において、学校教育における９年の課程を修了した者
②　文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
③　文部科学大臣の指定した者
④　就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
⑤　高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

5　出願方法
⑴　中学校卒業者及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、本校校長に出願する。
⑵　上記⑴以外の者は、直接、本校校長に出願する。

6　併願の取扱い
同一人が同時に二つ以上の県立高等学校に出願することは認めない。

7　出願期間
⑴　平成31年3月15日（金）から3月18日（月）までとする。ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。
⑵　受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。
⑶　県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、392円切手を貼付した返信用封筒（定形）を同封の上、平成31年3月18日（月）正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡すること。

8　出願に必要な書類
⑴　中学校卒業者及び卒業見込の者
①　Ⅲ期選抜入学願書（県教育委員会において作成したもの）
②　平成31年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書
ただし、年齢20歳以上の者については、調査書の提出を免除することがある。詳しくは本校まで問い合わせること。
③　Ⅲ期選抜受験票用紙（県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、中学校名、氏名を記入したもの）
④　入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会において作成したものに、中学校名、出願者氏名及び出願課程・学科名を記入したもの）
なお、Ⅲ期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出する。

⑵ 上記⑴以外の者
① Ⅲ期選抜入学願書（上記⑴①に同じ）
② 健康診断書（平成31年1月以降に医師の診断を受けたもの）
ただし、「4 出願資格」の「（2）中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者」の②に相当する者については、健康診断書の提出を免除することがある。詳しくは本校まで問い合わせること。
③ 履修証明書、学習成績証明書
ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの
④ Ⅲ期選抜受験票用紙（県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、氏名を記入したもの）
⑤ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会において作成したものに、出願者氏名及び出願課程・学科名を記入したもの）
なお、Ⅲ期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出する。
⑶ 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、志願者名簿を添付する。Ⅰ期選抜、Ⅱ期選抜又は連携型選抜に出願した志願者の備考欄に、「Ⅰ期出願」、「Ⅱ期出願」又は「連携型出願」などと記入する。
⑷ 入学願書には、入学検定料として、2,200円の「福島県収入証紙」を貼付する。 ただし、志願者において消印しない。
なお、Ⅰ期選抜、Ⅱ期選抜又は連携型選抜において入学検定料を納付した者は、新たに入学検定料を必要としない。その際、出願先高等学校長が発行した「入学検定料納付済証明書」又はその写しを入学願書の裏面に貼付する。
また、Ⅰ期選抜又はⅡ期選抜において定時制の課程の入学検定料のみを納付した者が本校に出願する場合には、不足する入学検定料1,250円分の「福島県収入証紙」を貼付する。

9 自己申告書の提出
⑴ 希望する者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、82円切手を貼付した返信用封筒（定形）を同封する。
⑵ 自己申告書の提出があった場合、本校校長は、自己申告書受領書を交付する。
⑶ 提出期間は、平成31年3月15日（金）から3月20日（水）までとする。
郵送の場合には、3月20日（水）必着とする。 持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。
ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。

10 県外等からの出願
⑴ 隣接県の隣接学区内からの出願については、別に隣接県教育委員会と福島県教育委員会が相互に定める入学志願者の取扱いに関する協定による。
⑵ 上記⑴以外の県外からの出願者は、上記8に示した出願書類のほかに、中学校長を通して次の書類を提出する。
① 他都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類
② 保護者が本校の通学区域に居住することになることを証明する書類
市町村長が発行する「住民票の写し」
ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」など、本校の通学区域に居住することになることを証明する書類で代替することができる。
⑶ 保護者の転勤に伴う一家転住等により、県内において学区を越えて出願する者については、上記8に示した出願書類のほかに次の書類を併せて提出する。
○ 保護者が本校の通学区域に居住することになることを証明する書類
市町村長が発行する「住民票の写し」
ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」など、本校の通学区域に居住することになることを証明する書類で代替することができる。

11 願書受付
⑴ 出願書類を受け付けた後、受験番号を記入した受験票及び入学検定料納付済証明書を交付する。
出願者は、交付された入学検定料納付済証明書については、写しをとっておくこと。
ただし、入学検定料納付済証明書については、Ⅲ期選抜において入学検定料を納付した者にのみ交付する。
⑵ 本校校長は、志願者の入学願書について精査し、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、入学願書の受付を取り消すことがある。
① Ⅲ期選抜入学願書に記載した事項に虚偽があるとき
② 所定の手続きを経ないで、他通学区域から出願したとき

12　出願先変更

出願者は、平成31年3月19日（火）に、1回に限り、出願先を変更することができる。その際、すでに交付を受けた受験票は返還すること。受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

ただし、午後5時までに中学校長からの協議があり、出願者に特別な事情があると認められる場合には、受付時間について弾力的な対応をする。

13　出願の取消し

⑴　中学校卒業者及び卒業見込の者が出願を取り消す場合は、出願取消届を在学（出身）中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。

⑵　上記⑴以外の者は、出願取消届を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。

⑶　出願を取り消す者は、本校に受験票を返還する。
ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

14　選抜方法・選抜資料

中学校長から提出された調査書の審査結果、面接の結果及び小論文の結果を資料として、本校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

⑴　調査書
「各教科の学習の記録」の評定については135点満点とする。「特別活動等の記録」については、点数化しないが内容は精査する。

⑵　面接
個人面接を実施する。面接の内容には、中学校における学習活動の成果を問う内容を含む。
面接については段階評価する。

⑶　小論文
小論文を実施し、制限時間は60分とする。小論文については点数化する。

15　選抜日時、場所及び内容

⑴　**日　　時　　平成31年3月22日（金）　集合時間　午前8時30分**

⑵　日　　程

8:15	8:30	9:00	10:00	10:20
控室集合	諸注意	小　論　文	休	面　　接

⑶　**会　　場　　福島県立福島東高等学校　◎集合場所は生徒昇降口　　開場　午前8時15分**

⑷　内　　容　　小論文、個人面接

⑸　持 ち 物　　受験票、上ばき、下足入れ（袋など）、筆記用具、消しゴム、コンパス、（三角）定規
ただし、下敷、分度器（開いて分度器になる定規も含む）は使用できない。また、計算機能や言語表現機能を有するもの、携帯電話等の通信機器は持ち込まないこと。

16　合格者発表

⑴　平成31年3月25日（月）午後3時以降に本校において発表する。

⑵　合格者に対して、受験票と引き換えに合格通知書を交付する。

⑶　提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことがある。

17　その他

⑴　上記以外の事項については、「平成31年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」による。

⑵　Ⅲ期選抜で不明な点がある場合は、本校に問い合わせること。